

日金協発第21-49号  
平成21年 6月29日

大光商事  
代表者 周本 利雄 殿  
(日本貸金業協会会員第001653号)

日本貸金業協会  
会長 小杉 俊二

### 会員権の消滅について（通知）

貴殿は、福岡県知事より平成21年5月28日付で、貸金業法第24条の6の4第1項の規定に基づき、登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴殿は同日付で定款第9条第2項第2号の規定により協会員たる資格を失ったので、定款の施行に関する規則第11条第2項の規定によりその旨通知します。

以上